「三菱UFJ-VISA」エクスプレス予約サービス特約（プラスEX会員）

第1条（適用範囲）

本特約は、株式会社三菱 UFJ 銀行（以下、「当行」という。）が発行するクレジットカード（以下、「指定カード」という。）を東海旅客鉄道株式会社（以下、「JR 東海」という。）が提供する「JR 東海エクスプレス予約サービス」（以下、「本サービス」という。）の決済用クレジットカードとして登録することを受け付け、また、本サービスの入会申込または退会申し出等を受け付けること（以下、「本受付」という。）等について定めるものです。本特約に定めのない事項は、当行所定の三菱 UFJ-VISA 会員規約（以下「会員規約」という。）その他、各種の規定・特約によるものとします。

第 2 条（入会）

1.本サービスへの入会を希望する指定カードの会員は、当行所定の Web サービスにログインのうえ、申込画面から、本特約（本特約に付帯する規約・特約等がある場合は、それら全てを含む。以下、同じ。）への同意および本サービスの決済に用いる指定カードの登録を行ったうえで、申し込みを行うものとし、当行および JR 東海の承諾を受けることで、本サービスの会員（以下、「本サービス会員」という。）としての資格を有することとなり、第 3 条に定める年会費は、この時点から発生します。本サービス会員には、JR 東海より、本サービスにおける新幹線乗車用の IC カードであるプラス EX カードを発行・貸与します。

2.本サービスの決済用クレジットカードとして登録するクレジットカードが、JR 東海が別に提供する「スマート EX サービス」で登録されており、かつ予約や購入申込がある場合は、その期間内は本サービス会員として登録されません。（予約や購入申込がなくなった時点で登録されます。）

第 3 条（年会費等）

本サービス会員は、JR 東海が別に定める本サービスの年会費（これに課税される消費税等の公租公課を含む。以下、同じ。）を、第 2 条において登録した指定カードのクレジットカード利用代金として JR 東海に支払うものとします。なお、本サービス会員は、年会費を含む本サービスの内容等については JR 東海が決定することを了承し、本サービスの内容等にかかわる紛議がある場合、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービス会員と JR 東海との間でこれを解決するものとします。

第 4 条（サービスの利用開始）

本サービス会員は、本サービスの利用を開始する前に、JR 東海が定める「JR 東海エクスプレス予約サービス会員規約（プラス EX 会員用）」および付帯する特約等に同意のうえ、JR 東海所定のサービス利用開始手続きを行うものとします。

第 5 条（退会）

1.本サービスの退会を希望する本サービス会員は、当行が指定する連絡先まで電話等にて申し出るものとし、当該情報が JR 東海に通知されることをもって退会手続きが完了するものとします。また、指定カードを退会した場合は、当然にプラス EX カードも退会したものとみなします。なお、当該手続きの完了以降、第 3 条に定める年会費は発生しないものとします。

2.本サービスの退会後であっても、本サービス会員が退会以前に行った本サービスの予約や購入申込にかかる債権・債務関係は、履行が完了するまで継続するものとします。

第 6 条（本受付の一時停止・中止）

当行は、次のいずれかに該当する場合、事前通知がない場合でも、本受付を一時停止または中止することがあります。

⑴システム保守その他本サービス運営上の必要がある場合

⑵天災、停電その他本サービスを継続することが困難になった場合

⑶その他当行および JR 東海が必要と判断した場合

第 7 条（特約の変更）

当行は、 民法に定めるところに従い、本特約を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を、当行ウェブサイトに公表する方法その他の相当な方法によって本サービス会員に周知することにより、本特約を変更することができるものとします。